

シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地の貸出し及び連携協定の
締結先企業等の募集に係る質問に対する回答について

令和4年12月16日
京都市建設局自転車政策推進室

本件募集に関するご質問に対して、以下のとおり回答いたします。

1 公有地の貸出しに関する質問

No	質問事項	回答
1	事業者選定について、各公有地における最高値事業者が選定される（場所によって事業者が異なる可能性がある）という理解か。	お見込みのとおり、公有地ごとの使用料提案額（基本分。平方メートル単価）で選定します。
2	事業者選定について、1か所の公有地に複数事業者が選定される可能性はあるか。	お見込みのとおりです。 例えば、ある公有地で複数事業者からの使用希望があり、かつ、使用料提案における第1順位者が、当該公有地の使用可能面積を下回る面積（全体の一部）を希望された場合、残りの使用可能面積は、第2順位以降の者から選定することになります。
3	2が妥当である場合、入札金額はどのように決定されるのか。	2の回答にある事例の場合、第1順位者と第2順位者の提案金額が異なる場合でも、調整等は行わず、各々の提案金額に基づき、使用料を納入していただきます。
4	設置場所について、15か所全てに応募する必要があるか。	必要ありません。 事業者が希望される（サイクルポートの設置を希望する）公有地のみ、お申込みください。
5	設置場所について、例えば七条堀川交番西側の土地など、面積が広大な場合、そのうち一部(○○m ²)でいくら、というような入札方法はあり得るか。	お見込みのとおりです。

6	<p>設置台数について、資料に記載の想定台数以上の設置が可能な場合、事業者基準での算出値で良いか。(複数者から質問あり)</p> <p>例) 京セラ美術館の事例 2m×5mの場合は10台分設置可能である</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「貸出公有地一覧(資料1)」に記載の自転車設置可能台数については、あくまでも本市の基準ですので、事業者が使用することとなった公有地の使用面積の範囲内であれば、事業者基準で算出された台数の設置が可能です(正式には、事業者決定後、本市との協議により設置内容を決定します)。</p> <p>※ ただし、使用面積は看板等も含むサイクルポート全体の面積を指しますので、御注意ください。</p>
7	<p>京都市事前合意のもと、使用面積内であれば、縦幅・横幅を変更することは可能か。</p> <p>例) 縦(2m) × 横(4m) ⇒ 縦(2.5m) × 横(3.2m)</p>	<p>自転車の設置方法は、正式には本市と設置事業者の協議で決定しますが、協議内容及び公有地の形態等によっては、縦幅及び横幅の変更も可能ですし、御意向に沿えない場合もあります。予め御了承ください。</p>
8	<p>使用料(基本分・増加分)について、示されている最低使用料は税込金額か。</p>	<p>公有地の貸出しは非課税取引の対象のため、使用料(基本分・増加分)に対して課税はされません。</p>
9	<p>使用料(基本分・増加分)について、期間内での見直しなどはあり得るのか</p>	<p>本市が示す最低使用料(基本分。平方メートル単価)は、本市条例等に基づき、近傍地の固定資産評価額を基に算出しています。</p> <p>このため、令和6年度以降の使用料については、本市の算定基準により、年度ごとに算定した最低使用料(平方メートル単価)と提案金額を比較し、より高い金額を使用料とします。</p> <p>なお、増加分の10%(定率)は3年間固定です。</p>
10	<p>電動アシスト自転車について、特に募集要項に明記されていないが、日本管理技術協会の型式認定を受けている必要があると解釈して良いか。</p>	<p>電動アシスト自転車は、募集要項第1章6(1)アに定める自転車の基準を満たすものを想定しており、日本管理技術協会の認定を受けることまでは想定していません。</p>

2 応募様式等に関する質問

No	質問事項	回答
1	<p>京都市競争入札参加資格者名簿への登録有無にかかわらず、「登記事項証明書」、「国税及び市税等の納税証明書」、「誓約書(第5号様式<共通様式>)」、「水道料金・下水道使用料納付証明書(第6号様式<共通様式>)」の提出が必要か。</p>	<p>京都市競争入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登録がない事業者のみ、当該資料を作成し、他の応募資料と併せて御提出ください。</p> <p>※名簿に登録されている事業者は既に当該資料を提出いただいているため、提出不要です。</p>

2	シェアサイクル運営基準確認書(第2－1号様式)の「ＩＣカードの即時利用」について、将来的にシステムの実装を計画しているが、その場合でも当てはまることになるのか。	お見込みのとおりです。
3	他の自治体等における協定書の写し等(第2－1、2－2号様式の添付資料)について、プレスリリース、土地の使用許可書等その他資料でも構わないか。	土地の使用許可書及び道路占用許可書だけでなく、シェアサイクルに関して、他の自治体等との連携(協定の締結及び事業連携)の実績が確認できる資料(プレスリリース資料、事業説明資料等)を御提出ください。
4	誓約書(第5号様式<共通様式>)の名簿への記載について、役員及び使用人は、どの範囲まで記載すれば良いか。	役員については、会社法第329条に定める役員(取締役・会計参与・監査役)について、該当する者を全て記載してください。 また、使用人については、営業所、事務所等の業務を統括する者又はその権限を代行し得る者を全て記載してください。
5	水道料金及び下水道使用料納付証明書(第6号様式<共通様式>)について、テナントやシェアオフィスとして水道料金等込みの賃料を支払っているため、納付証明書の記載ができませんが、どのように提出すれば良いか。	テナント、ビル、マンション等に事務所等があり、直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない(水道料金等が賃借料等に含まれている)場合は、当該納付証明書の提出は不要です。
6	納税証明書について、種類は「その3の3(法人用)」の書類で認識相違ないか。	国税については、お見込みのとおりです。 また、市税等については、本社所在地の自治体が発行する納税証明書を御提出ください。
7	自転車保険加入証書の写しについて、全国展開しているサービスであることから、他府県含めて全車体分を包括でサービス提供元が代表して保険加入しているため、自転車1台ごとに保険に加入しているわけではないが、当該保険証券の写しでも可か。	お見込みのとおりです。 自転車保険を全車体台分一括で加入している場合は、当該保険の保険証券等証書の写しを御提出ください。
8	「(別紙1)公有地使用申込書兼使用料(基本分)申出書」の必要部数は何部か。	使用を希望するすべての公有地について、1部ずつ作成し、御提出ください。